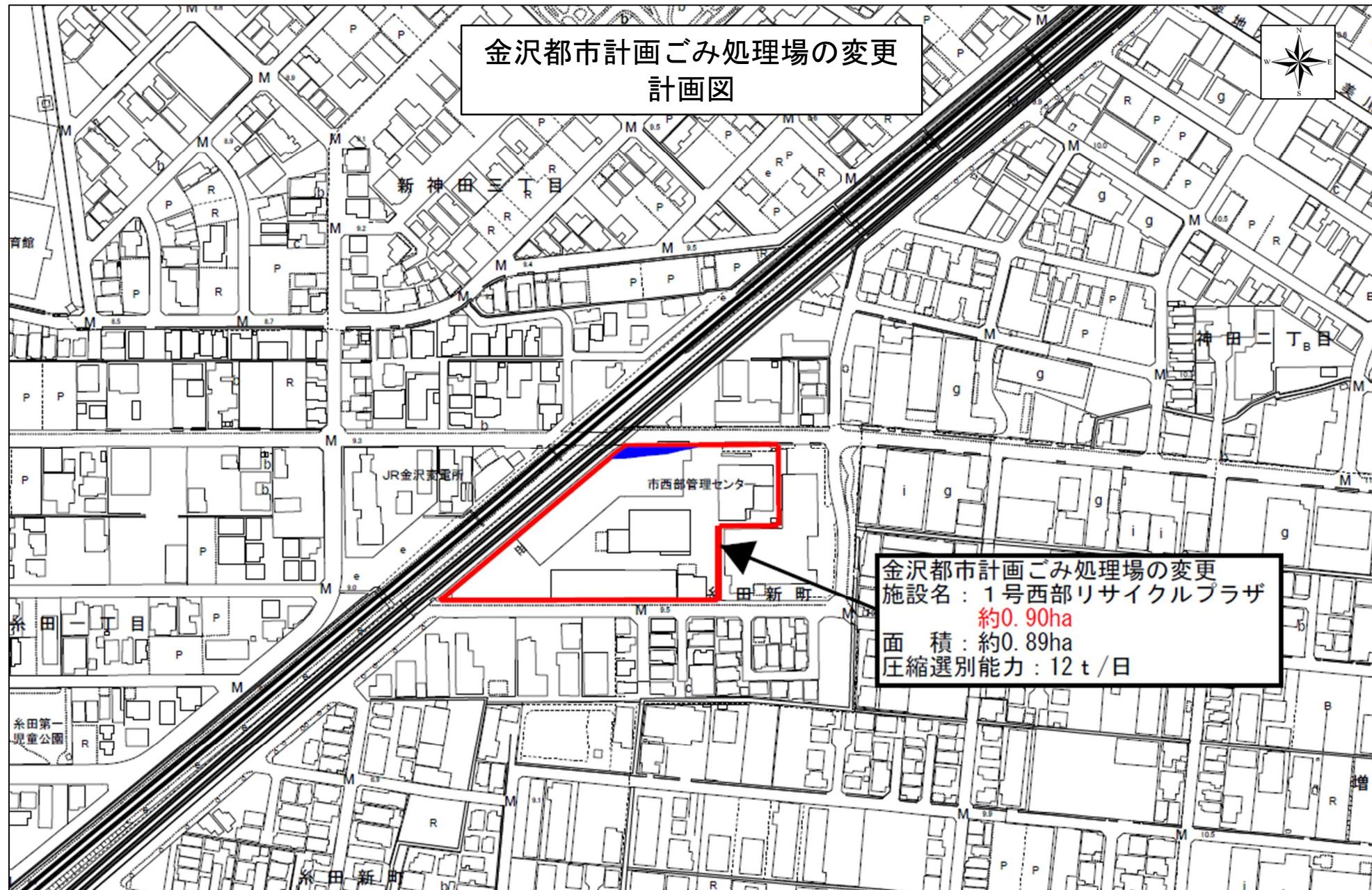


金沢都市計画ごみ処理場の変更（金沢市決定）

議案第 431 号



金沢都市計画ごみ処理場の変更（金沢市決定）



金沢都市計画ごみ処理場の変更（金沢市決定）

都市計画ごみ処理場を次のように変更する。

変更前朱書き

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1 号	西部リサイクルプラザ	金沢市糸田新町	約 0.90ha 約 0.89ha	12 t / 日 (圧縮選別能力)

「区域は計画図表示の通り」

理 由

当該施設は、容器包装リサイクル法に基づき、平成 9 年 4 月にごみ処理場として都市計画決定し、平成 11 年から市内で収集した缶やペットボトルを選別し、資源化するとともに、処理後の圧縮成型品やカレットを再生事業者へ引き渡すまでの一時保管施設として稼働している。

平成 29 年に、当該施設に近接する糸田道踏切道が「踏切道改良促進法」に基づき、通学児童等の歩行者の安全を確保するための「改良すべき踏切道」に指定されたことを受け、糸田道踏切道とこれに接続する市道準幹線 515 号東力・増泉線の改良が必要となった。

道路改良に伴う市道の線形変更により、当該施設の区域の一部を道路用地とするため、当該施設の区域を縮小し、面積を約 0.01ha 減ずるものである。